

竹原市告示第59号

竹原市建設工事等入札参加者選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和元年5月29日

竹原市長 今 榮 敏 彦

竹原市建設工事等入札参加者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 竹原市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）及び建設工事に関する測量・建設コンサルタント業務（以下「委託業務」という。）の一般競争入札における入札参加資格の要件（以下「資格要件」という。）の審査，入札参加者又は落札候補者の資格要件の有無の審査，指名競争入札等における指名業者（以下「指名業者」という。）又は随意契約における見積業者の選定を行うため，竹原市建設工事等入札参加者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(選定委員会の組織)

第2条 選定委員会は，総務企画部長，建設部長，公営企業部長，財政課長，建設課長，都市整備課長，下水道課長，水道課長その他市長が指定する者をもって組織する。

(任務)

第3条 選定委員会は，市長が一般競争入札における入札参加者に求める資格要件を決定する場合において，その内容を審査するものとする。

2 選定委員会は，市長が入札参加者又は落札候補者の資格要件の有無を決定する場合において，その内容を審査するものとする。

3 選定委員会は，市長が指名競争入札等の指名業者として指名することを決定する場合又は随意契約における見積業者を決定する場合において，その内容を審査するものとする。

る。

4 市長が建設工事又は委託業務に係る入札又は契約の対象となる者の選定方法等について選定委員会に諮った場合は、その内容について審議するものとする。

(会長等)

第4条 選定委員会に会長及び副会長を置き、会長は総務企画部長をもって充て、副会長は建設部長をもって充てる。

2 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議は、会長が招集する。

2 選定委員会は、必要に応じて会議を開くものとする。

3 選定委員会が指名業者及び見積業者の選定を行う場合は、3分の2以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

4 選定委員会の会議において、出席者の全会一致をもって公開すべきでないものと決議された事項については、何人も会議の内容を他に漏らしてはならない。

5 選定委員会は、次に掲げる場合は、会議の開催に代えて持回りにより審議することができる。

(1) 会議を開催する時間的余裕がない等会議の開催が困難な場合

(2) 市長が別に基準を設けた場合

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、総務企画部財政課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

(竹原市建設工事入札参加者選定要綱の廃止)

2 竹原市建設工事入札参加者選定要綱(平成29年竹原市告示第29号)は、廃止する。